浜市西区、エヌティケイ物流株式会社　神奈川県高座郡寒川町、ニッソー株式会社　神奈川県横浜市中区、金沢運輸株式会社　神奈川県横浜市金沢区、近藤商事株式会社　神奈川県横浜市鶴見区、舟田運送有限会社　神奈川県横浜市戸塚区、日進産業株式会社　神奈川県川崎市川崎区、ナライ産業株式会社　神奈川県横浜市泉区、株式会社鶴見サービス　神奈川県横浜市鶴見区、中込運輸株式会社　神奈川県横浜市緑区、協同組合横浜運輸経済同友会　神奈川県横浜市中区、横浜貿易運輸株式会社　神奈川県横浜市西区、川菱産業株式会社　神奈川県川崎市中原区、出版配送株式会社　神奈川県川崎市川崎区、秦野伊勢原運輸事業協同組合　神奈川県秦野市、サンコー運輸倉庫株式会社　神奈川県横浜市泉区、高南運送事業協同組合　神奈川県高座郡寒川町、株式会社湘南海陸　神奈川県横須賀市、有限会社柴田運輸　神奈川県横須賀市、株式会社三幸運送神奈川県藤沢市、横浜北物流協同組合　神奈川県横浜市神奈川区、ユニプレス物流株式会社　神奈川県大和市、佐藤運送株式会社　神奈川県横浜市金沢区、昭和運輸倉庫株式会社　神奈川県小田原市、神奈川運輸業健康保険組合　神奈川県横浜市神奈川区、株式会社ヒノデ　神奈川県川崎市幸区、杉村運輸株式会社関東支店　神奈川県厚木市、ＡＣＴライナー株式会社　神奈川県横浜市中区、サン運輸株式会社　神奈川県足柄上郡大井町、株式会社丸廣運輸　神奈川県横浜市金沢区、湘南物流株式会社　神奈川県厚木市、正木運輸株式会社　神奈川県横浜市磯子区、中之塚運送株式会社　神奈川県藤沢市、株式会社新横浜運送　神奈川県横浜市港北区、横浜貨物自動車運送事業協同組合　神奈川県横浜市保土ヶ谷区、有限会社大洋興業運送　神奈川県横須賀市、有限会社柳運送　神奈川県小田原市、互興運輸株式会社　神奈川県横浜市中区、浜重機運輸株式会社　神奈川県横浜市鶴見区、置田運輸株式会社　神奈川県横浜市南区、横浜低温流通株式会社　神奈川県厚木市、港南通商株式会社　神奈川県秦野市、丸島運輸株式会社　神奈川県平塚市、ジャパンエキスプレス梱包運輸株式会社　神奈川県横浜市鶴見区、神奈川臨海通運株式会社　神奈川県川崎市川崎区、協同組合横浜輸送センター　神奈川県横浜市金沢区、サナミ運輸株式会社　神奈川県横浜市旭区、株式会社ジャトス　神奈川県藤沢市、横海陸運株式会社　神奈川県横浜市金沢区、株式会社出羽商事運輸　神奈川県横浜市神奈川区、大長運輸株式会社相模原支店　神奈川県相模原市中央区、有限会社相洲運輸　神奈川県相模原市緑区、朝日建設重機株式会社　神奈川県横浜市保土ヶ谷区、藤産業株式会社　神奈川県相模原市中央区、平塚輸送センター協同組合　神奈川県平塚市、有限会社原田運送　神奈川県横須賀市、有限会社大成運輸　神奈川県秦野市、宮田物流株式会社　神奈川県横浜市神奈川区、菱友物産株式会社　神奈川県横浜市緑区、三ツ輪運輸株式会社　神奈川県横浜市神奈川区、川崎タンクローリー輸送協同組合　神奈川県川崎市川崎区、三浦物流センター事業協同組合　神奈川県三浦市、株式会社ジェー・クリーン　神奈川県横浜市金沢区、株式会社マルカ陸運　神奈川県横浜市鶴見区、株式会社明運　神奈川県茅ヶ崎市、広栄運輸株式会社　神奈川県横浜市鶴見区、アンドウトランスポート株式会社　神奈川県川崎市中原区、株式会社パスト　神奈川県横浜市鶴見区、川崎運送株式会社　神奈川県川崎市川崎区、株式会社横浜自動車　神奈川県横浜市鶴見区、株式会社ジェイ・エル・エス　神奈川県川崎市川崎区

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散認可年月日　平成28年１月27日

平成28年２月10日

神奈川県横浜市中区尾上町１－６横浜関内ビル３階

神奈川県貨物自動車厚生年金基金

理事長　筒井　康之

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前厚生年金基金令第43条に基づき次のとおり公告します。

1．清算人氏名　代表清算人　筒井　康之

2．住所　神奈川県横浜市中区尾上町１－６横浜関内ビル３階

平成28年２月10日

神奈川県貨物自動車厚生年金基金

理事長　筒井　康之

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・推定年齢不詳、身長165㎝～175㎝前後（推定）、性別不詳（男性と推定）、胸部及び左右の大腿骨のみの死体、着衣及び所持品無し

上記の者は、平成27年12月５日福井市松蔭町付近の波打ち際において、死亡していたのを発見される。遺体は火葬し、遺骨を保管しています。お心当たりの方は、当市地域福祉課までお申し出ください。

平成28年２月10日

福井県　　福井市長　東村　新一

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳の男性、身長は推定152～153㎝（高度腐敗による損傷が認められる。）、年齢は推定30～50歳代、着衣は黒色長ズボン、灰色タイツ、灰色パンツ、灰色靴下（半足）、灰色運動靴（半足）

上記の者は、平成28年１月22日午前10時20分頃、島根県隠岐郡隠岐の島町代港海岸に打ち上げられていた漁網の中で発見されました。身元不明のため、遺体は火葬に付し遺骨は保管しております。心当たりの方は、隠岐の島町福祉課まで申し出てください。

平成28年２月10日

島根県　　隠岐の島町長　松田　和久

公示送達

大船渡都市計画事業大船渡駅周辺地区土地区画整理事業を施行するため、下記の建築物等の除却を要するが、当該建築物等の占有者を確知することができないので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第４項の規定により、期限を定め、当該建築物等を除却する旨を公告する。

平成28年２月10日

大船渡都市計画事業

大船渡駅周辺地区土地区画整理事業

施行者　大船渡市

代表者　大船渡市長　戸田　公明

記

1　除却を要する建築物等の表示

建築物等の所在地

大船渡市大船渡町字茶屋前80番地１

構造及び数量

鉄筋コンクリート造陸屋根一部軽量鉄骨造３階建１棟、コンクリートブロック造平家建１棟、工作物等一式

2　除却期限　平成28年３月24日（木）

3　摘　　要　当該建築物等は、除却期限後に施行者において除却を行います。

なお、建築物等の所有者には、建築物等の除却の通知と併せて上記期限までに自ら除却するか否かを照会しましたので、当該建築物等の占有者は、除却工事の際に自ら所有する物件が支障となった場合は当該建築物等の所有者に協力してその期限までに立ち退いてください。

（教示）

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されております。）

2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に大船渡市を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に大船渡市を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。